

港区職員定数条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員 一、八五五人</p> <p>二 議会の事務部局の職員 一四人</p> <p>三 教育委員会の事務部局の職員 一〇八人</p> <p>四 教育委員会の所管に属する学校の職員</p> <p>イ 学校の事務部局の職員 九八人</p> <p>ロ 幼稚園教育職員 九〇人</p> <p>計 一八八人</p> <p>五 選挙管理委員会の事務部局の職員 八人</p> <p>六 監査委員の事務部局の職員 七人</p> <p>合計 二、一八〇人</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員 一、七七二人</p> <p>二 議会の事務部局の職員 一四人</p> <p>三 教育委員会の事務部局の職員 一二七人</p> <p>四 教育委員会の所管に属する学校の職員</p> <p>イ 学校の事務部局の職員 一四二人</p> <p>ロ 幼稚園教育職員 九〇人</p> <p>計 二、三二二人</p> <p>五 選挙管理委員会の事務部局の職員 八人</p> <p>六 監査委員の事務部局の職員 七人</p> <p>合計 二、一六〇人</p> <p>2・3 (略)</p>

(後略)

付
則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(後略)